

中津川市内製造工業製品展示要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、中津川市にぎわいプラザ1階ロビーに備付けの展示ケースを置き、中津川市内で製造される工業製品を展示し、一般市民の産業に対する理解と認識を深め、販路拡大の一助とすることを目的とする。

(申請)

**第2条** 展示を希望する者は、中津川市内製造工業製品展示申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に必要事項を記入のうえ、市長に申し込まなければならない。

(展示許可通知)

**第3条** 市長は、申込書が提出されたときは、当該書類及び次条に該当しないものであることを審査し、中津川市内製造工業製品展示許可（不許可）通知書（様式第2号）により申請者に展示の可否を通知するものとする。

(展示条件)

**第4条** 展示できる製品は、中津川市内で製造されているもので、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (4) 公衆に不快の念又は危害を加えるおそれがあるもの
- (5) 展示スペースに収まらない等大きさが不適當なもの
- (6) その他展示物として展示することが適当でないとして市長が認めるもの

(期間等)

**第5条** 申し込みを受け付ける期間は、次の表に掲げる受付期間のうち、中津川市の休日を定める条例（平成元年中津川市条例第29号）第1条に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除いた日とする。ただし、スペースに空きがある場合については、市の休日以外の日に限り随時申し込みを受け付けるものとする。

展示期間	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1～3月
受付期間	3月	6月	9月	12月

- 2 受付は、先着順とし、受付期間の途中でも受付を終了する場合があるものとする。
- 3 展示期間は、3か月を1期間とし、展示物1点につき1年度内において1期間を限度として展示できるものとする。
- 4 展示は、同一展示者について1期間につき1点とする。

(搬入及び搬出)

**第6条** 展示品の搬入及び搬出は、展示者が行うものとし、その期間については、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 搬入期間 各展示期間の始期から市の休日を除いた5日間
- (2) 搬出期間 各展示期間の終期から遡り、市の休日を除いた5日間

- 2 市長は、展示者自らによる製品等の取下げの申し出があったとき又は展示品が第4条各号のいずれかに該当することが判明したときは、速やかに製品等を撤去し、適正に処理するものとする。

(破損、盗難等の責任)

**第7条** 展示物の破損、盗難等に関しては、市は一切の責任を負わないものとする。

(その他)

**第8条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

様式第 1 号(第 2 条関係)

中津川市内製造工業製品展示申込書

年 月 日

中津川市長 様

申請者

住所

企業名

代表者氏名

印

中津川市内製造工業製品展示要綱第 2 条の規定に基づき、下記のとおり工業製品の展示を申し込みます。

記

- 1 展示物名
- 2 市内事業所の所在地（申請者住所と同じ場合は記入不用）
- 3 商品概要（説明）

※展示期間は同一品目について、3 か月を限度とする。

様式第 2 号 (第 3 条関係)

中津川市内製造工業製品展示許可 (不許可) 通知書

年 月 日

様

中津川市長

年 月 日付で申し込みのありました工業製品の展示の可否について下記のとおり通知します。

記

展示物名

展示期間 年 月 日 ~ 年 月 日

搬入期間 年 月 日 ~ 年 月 日

搬出期間 年 月 日 ~ 年 月 日

※搬入、搬出については、市役所工業振興課に日時を連絡の上、展示者において行うこと。

不許可の理由 (不許可の場合)